

改正

平成17年6月27日規則第50号

平成17年7月28日規則第59号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成29年3月13日規則第6号

高松市鬼ヶ島おにの館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市鬼ヶ島おにの館条例（平成10年高松市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 高松市鬼ヶ島おにの館（以下「おにの館」という。）の開館時間は、午前8時から午後5時20分まで（8月1日から8月20日までの間は午後6時10分まで）とする。ただし、鬼に関する展示資料の観覧に供する部分以外の部分の開館時間については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更すること、又は入館若しくは観覧をさせないことができる。

(休館日)

第3条 おにの館は、無休とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(入館者の遵守事項)

第4条 おにの館の入館者（以下「入館者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく展示資料に触れないこと。
- (2) 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食しないこと、又は喫煙しないこと。
- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 危険物を持ち込まないこと。
- (6) 許可なく物品等の販売又は展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと。
- (7) 許可なく展示資料の撮影をしないこと。
- (8) おにの館の係員（以下「係員」という。）の指示に従うこと。

(目的外使用許可申請等)

第5条 条例第4条第1項の規定により使用許可を受けようとする者は、高松市公有財産事務取扱規則(昭和39年高松市規則第6号)第26条第1項に規定する行政財産使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第4条第2項の規定により使用を許可したときは、当該申請をした者に使用許可書を交付する。

(使用目的の変更等の禁止)

第6条 前条第2項の規定による使用許可(以下単に「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し、停止等)

第7条 市長は、使用許可後において、使用者が条例第5条各号のいずれかに該当することとなったとき、又は使用者が条例第4条第3項の許可条件若しくは前条の規定に違反したときは、使用許可を取り消し、若しくは停止し、又は条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市長はその責めを負わない。

(特別の設備等)

第8条 使用者は、おにの館に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、使用期間終了後、直ちに、使用した場所及び前条の規定による特別の設備等を原状に復さなければならない。使用許可の取消しを受けた場合も、同様とする。

2 市長は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わり、原状に復すものとする。この場合において、使用者は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(使用者の責任)

第10条 使用者は、使用期間中善良な管理を怠ってはならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) おにの館の運営に支障を来すような行為をしないこと。
- (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (3) 係員の指示に従うこと。

(係員の立入り)

第12条 係員は、管理上必要があると認めるときは、使用者の使用期間中随時、使用許可した場所に立入りをすることができる。

(損傷等の届出)

第13条 入館者及び使用者は、資料又は施設・設備等（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失したときは、高松市鬼ヶ島おにの館資料・施設等損傷・滅失届（別記様式）を直ちに市長に提出しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第14条 条例第7条第5項第3号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) おにの館の維持管理

(2) おにの館の利用に関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 第4条第8号、第11条第3号及び第12条の規定により係員が行う業務に係るもの

イ その他市長が必要と認める業務

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、高松市鬼ヶ島おにの館条例（平成10年高松市条例第18号）の施行の日から施行する。

附 則（平成17年6月27日規則第50号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月28日規則第59号抄）

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日規則第6号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）高松市長

住 所

氏 名 ㊟

（法人又は団体の場合は、
その名称及び代表者氏名）

電 話

高松市鬼ヶ島おにの館資料・施設等損傷・滅失届

次のとおり損傷・滅失したので届けます。

損傷・滅失場所	
損傷・滅失日時	年 月 日（ ） 時 分ごろ
損傷・滅失箇所 （物件）及び数量	
損傷・滅失の内容	
損傷・滅失の理由	

備考 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。